

「知的財産推進計画 2018」及び「知的財産戦略ビジョン」 の策定に向けた提言

平成 30 年 2 月 16 日
知的財産人材育成推進協議会

目 次

- I. 要旨
- II. 提言
 - 1. はじめに
 - 2. 中長期的視点から検討すべき事項について
 - 3. 「知的財産推進計画 2018」の策定に向けて検討すべき事項について

I. 要旨

「知的財産戦略ビジョン」の策定にあたっては、本協議会が昨年公表した「今後の中長期的な知的財産人材育成の総合戦略策定の必要性に関する提言」において言及した事項や知的財産の創造領域の人材育成、中小企業等の知財人材確保について中長期的視点から検討すべきである。

「知的財産推進計画 2018」の策定にあたっては、これまでの各施策との継続性を意識しつつも、時代の変化に対応した新たな施策の導入も検討すべきである。

Ⅱ. 提言

1. はじめに

本協議会では、従前より、毎年の知的財産推進計画策定にあたって、知的財産に関わる人材の育成について提言し個別の施策に対する意見を述べるとともに、中長期的な知的財産人材育成の総合戦略策定の必要性についても言及してきた。また、平成 29 年 9 月 12 日には、「今後の中長期的な知的財産人材育成の総合戦略策定の必要性に関する提言」(URL : <http://www.inpit.go.jp/content/100862722.pdf>) を公表し、平成 18 年に策定された「知的財産人材育成総合戦略」及び平成 24 年に相互補完的に策定された「知財人材育成プラン」が策定された当時の状況変化に鑑み、知的財産に関わる人材の育成に対する中長期の総合戦略が新たに必要となっている旨を提言した。

今般、検証・評価・企画委員会における「知的財産推進計画 2018」の策定に加えて、2025 年～2030 年を見据えて中長期の知的財産戦略の在り方を示す「知的財産戦略ビジョン」を策定すべく専門調査会を設置し、将来の知財システムに必要な人材についても検討を開始したことは、我が国の官民が一体となって人づくり革命に取り組んでいく中で、人材育成も知的財産戦略を考える上での一つの柱であることが明らかであることに鑑みれば、これまで本協議会が提言してきた趣旨とも一致し、歓迎すべきことである。

本提言は、以上のことに鑑み、平成 29 年 9 月 12 日に行った提言を参照により組み込みつつ、それに加えて「知的財産戦略ビジョン」に盛り込むべき事項、また「知的財産推進計画 2018」に反映すべき個別の施策について提言するものである。

2. 中長期的視点から検討すべき事項について

知的財産に関わる人材の育成について中長期的な視点から検討が必要となる事項については、先の「今後の中長期的な知的財産人材育成の総合戦略策定の必要性に関する提言」において述べたとおりであるが、そこで提言したことに加えて、「創造」領域における諸活動をサポートできる知的財産人材の育成、中小企業の直面する課題に対応した人材育成も今後中長期的視点からの検討が必要である。

知的創造サイクルの活性化は以前から提唱されてきたところであるが、知的創造サイクルは創造・保護・活用からなるサイクルである。このうち、保護・活用に関しては多くの施策が実施されてきたものの、Society5.0 に向けた第四次産業革命が進行する中では、知的財産の創造領域における知的財産人材の重要性が高まっていくことは論をまたないが、創造領域に積極的にコミットできる知的財産人材の育成については、これまでの知的財産に関わる施策は十分でなかった可能性がある。

他方で、そもそも知的財産として保護・活用すべき対象が創造されなければ、その後の保護・活用につながらないのであるから、創造は知的創造サイクルを活性化するにあたり最も重要なファクターであると考えられることもできる。実際、知的創造活動の範囲は従来型の研究・開発の範ちゅうにとどまらず、新たな領域におけるビジネスシナリオづくり、データの収集・利活用戦略の策定などにまで広がりを見せ、既存企業の事業拡大、スタートアップの活発な活動に結びついている。

そこで、今後策定される「知的財産戦略ビジョン」においては、知的財産を創造する重要性を明確にし、知的財産の観点から創造を支援する知的財産人材の育成のため、公的組織及び民間企業がそれぞれ担うべき役割を明確化するとともに、創造分野の諸活動に積極的にコミットして支援できる知的財産人材の育成についても言及すべきである。

また、中小企業では経営者の高齢化に伴って事業承継の問題が大きくなっており、平成 29 年に中小企業庁が策定した「中小企業の事業承継に関する集中実施期間について（事業承継 5 ヶ年計画）」においては、経営スキルの高い人材を企業の内外から活用するための環境整備や中小企業の事業再編・統合・共同化を促進する制度的枠組みの検討が提唱されている。

このような状況下において、企業が保有する知的財産の価値を適切に評価できる人材の育成、また企業内外の経営人材の知的財産に関する理解増進を図ることは我が国中小企業の今後に大きな影響を与える喫緊の課題であり、中長期的な中小企業の動向にも鑑みつつ、施策を検討していくべきである。

そして、以上のような人材の育成について、時間軸に基づいた具体的目標値を定め、役割分担を明確にするべきである。また、その実現を検証するために、進捗状況を調査し、必要な評価や新たな提言助言ができる機関を設けて、定期的な目標再設定や予算配分をするとともに、毎年の知的財産推進計画において短期的に達成すべき具体的な施策を掲げるべきである。

3. 「知的財産推進計画 2018」の策定に向けて検討すべき事項について

「知的財産推進計画 2018」については、これまでに実施してきた各施策の継続性を意識しつつ、引き続き人材育成に努めていくべきである。特に、昨今の第四次産業革命の進展に対応して、企業におけるデータ利活用の促進に向け弁理士の更なる活用が期待されているように、各施策が育成すべき人材像と一致したものとなっているか等、不断の見直しをすべきである。

また、人材の育成にあたり横断的に検討すべき事項として、以下の人材育成を実施していくことが必要である。

(1) 地域知財の活性化に対応した人材育成

「知的財産推進計画 2017」では、地域経済の担い手である中小・中堅企業の活躍は、我が国の産業競争力の源泉であり、中小・中堅企業による知的財産の活用の促進を図っていくことは、極めて重要であるとし、知的財産に対する意識の薄い「知財活用途上型」の中小企業の経営者及び中小企業支援関係者に対し、気づきを促し、知的財産は経営戦略上の重要な要素の1つであるという意識を普及・浸透させ、知財の活用を促進することが必要であるとの認識が示されている。

今後もこのような目標の達成のための施策を継続するとともに、地域における弁理士、弁護士、中小企業診断士、知的財産管理技能士等の知的財産に関係する人材の連携強化を推進していくべきである。

(2) 中小企業・スタートアップ等を対象とした、知的財産の理解増進活動

知的財産の活用があまり進んでいない中小企業・スタートアップ等に対して知財活用の成功事例に関するセミナーを実施するなど、知財に対する理解増進活動を推進すべきである。その際、既に経営戦略において知的財産を活用している中小企業・スタートアップ等の支援経験が豊富な人材を積極的に活用すべきである。

(3) 中小企業・スタートアップにおける知的財産を理解できる人材の育成・確保

中小企業・スタートアップ等の知財意識を高めるために、全ての中小企業・スタートアップ等で、知的財産を理解できる人材を少なくとも一人は育成・確保（外部人材の活用を含む）する取組を推進すべきである。

また、そのような取組を実施する中小企業・スタートアップ等にとって、インセンティブとなる制度の導入を検討すべきである。

(4) IP ランドスケープ業務を担う人材の育成

平成 19 年に経済産業省によって策定された「知財人材スキル標準」が、近年の経営環境の変化の中、現在のニーズや知財人材のあり方に対応するため、昨年改訂された。特に「戦略」について大幅な改訂が行われ、知財人材が行う業務として、「IP ランドスケープ」、「知財ポートフォリオ・マネジメント」、「オープン&クローズ戦略」、「組織デザイン」の 4 業務を特定している。これらの項目の中でも、「IP ランドスケープ」業務を担い得る人材が不足している。そこで、「IP ランドスケープ」業務に関する調査研究を行い、IP ランドスケープ業務を担い得る人材の育成方針を示すべきである。

(5) 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進

「知的財産推進計画 2017」では、知的財産が我が国の競争力の鍵を握る存在になる中、国民の誰しものが何らかの形で、知的財産の創造に始まり知的財産の保護・活用に至る知的創造サイクルの一翼を担いつつ、新たな価値を創出していく

ことが求められているとし、知的財産に関する国民の理解の向上を図るため、啓発活動を推進する施策が掲げられている。一方で、「国民一人ひとりが知財人材」という目標はいまだ到達しているとはいえない。「知的財産推進計画 2016」を踏まえて設置された「知財創造教育推進コンソーシアム」においては知財教育の体系化が進められているところであるが、高等教育機関における知財リテラシーに関する講義の推奨と拡大、初等・中等教育機関や地域における知財リテラシーに関する多様な取組の可視化と共有化など、当該目標を達成するための施策を多面的に推進していくべきである。

(以上)